

## 農地所有適格法人報告書

〔自 年 1月 1日〕  
〔至 年 12月 31日〕

令和●●年××月△△日

洲本市市農業委員会会長 様

主たる事務所の所在地 洲本市●●町1番1号  
名称及び代表者氏名 株式会社●●●ファーム  
代表取締役 洲本太郎印  
電話番号 〇〇-△△△△

代表  
者印

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

## 記

## 1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名	株式会社●●ファーム 代表取締役 洲本太郎	
主たる事務所の所在地	洲本市●●町1番1号	
経営面積	田	18,400㎡
	畑	1,600㎡
	採草放牧地	なし
法人形態	株式会社	

注：複数の市町村に経営地がある場合は、すべて合計した面積をご記入ください。また、洲本市以外の市町村名をご記入ください。

例：淡路市10,000㎡

## 2 農地法第2条第3項第1号関係

## (1) 事業の種類

農業		左記農業に該当しない事業の内容
生産する農畜産物 注1	関連事業等の内容 注2	
水稻、キャベツ	農作業受託	造園

注：農業以外も全て  
記入

注1 法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載します。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載します。

## 注2 関連事業等に該当する内容

- ・農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
- ・農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
- ・農業生産に出要な資材の製造
- ・農作業の受託
- ・農業と併せ行う林業
- ・農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

(2) 売上高 注 3

年 度	農 業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)	3,000,000円	1,000,000円
2年前(実績)	5,000,000円	1,500,000円
1年前(実績)	7,000,000円	2,000,000円
申請日の属する年 (実績又は見込み)	8,000,000円 (見込み)	2,500,000円 (見込み)

注：農業の売上げが過半になっていなければならない。

注3 法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載します。「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の3事業年度分をそれぞれ記載し、「申請日の属する年」欄には、直近終了事業年度の実績を記載します。

3 農地法第2条第3項第2号関係

構成員全ての状況 (組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。また、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づく承認会社が構成員である場合には、当該承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し(その有する議決権を記載したもの)を添付してください。)

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地保有合理化法人、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社注 4等)

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				農作業委託の内容
		農地等の提供面積(m <sup>2</sup> )		農業への年間従事日数		
		権利の種類	面積	直近実績 注 6	見込み	
洲本 太郎	80 □	賃借権	20,000	270	—	
洲本 花子	10 □			250	—	
本町 次郎	10 □			270	—	

議決権の数の合計

100

農業関係者の議決権の割合

100%

表の中の農業への年間従事日数の合計を記入してください

その法人の行う農業(労務管理や市場開拓等も含みます。)に必要な年間労働日数：790日

注4 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載します。複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載します。

注5 その法人が農業(労務管理や市場開拓等も含みます)の事業を行う日数の内その者が当該事業に参画・関与している日数を記載します。

注6 「直近実績」欄は一年前の実績を、「見込み」欄は直近に終了した事業年度の内容を記入してください。以下同 様とします。

(2) 農業関係者以外の者（(1)以外の者）

氏名又は名称	議決権の数
なし	なし
議決権の数の合計	なし
農業関係者以外の者の議決権の割合	なし

(留意事項)

- 1 構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。  
なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

4 農地法第2条第3項第4号関係

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業（労務管理や市場開拓等も含む）への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み
洲本 太郎	洲本市●●町1番1号	代表取締役	270日	—	220日	—
洲本 花子	洲本市●●町1番1号	取締役	250日	—	200日	—
本町 次郎	洲本市××町●番●号	取締役	250日	—	200日	—

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

(2)については、(1)の理事等の内、法人の農業に常時従事する者(原則年間150日以上)であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間60日)以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。)

(記載要領)

1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等を含みます。

(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

ウ 農業生産に必要な資材の製造

エ 農作業の受託

オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業です。

2 「2(1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物の内、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

3 「2(2)の売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

4 「3(1)農業関係者」は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

5 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3(1)農業関係者」の「農地等の提供面積(m<sup>2</sup>)」の「面積」欄には、その構成員が農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の内、当該農地利用集積円滑化団体又は当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

6 法人の代表者の氏名の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。